

# 入札公告

制限付き一般競争入札を次のとおり実施するので、白山市財務規則（平成17年白山市規則第44号）第115条の規定により公告する。

令和6年4月24日

白山市長 田村敏和

## 第1 制限付き一般競争入札に付する事項

- 1 工事名 ① 白山市旭工業団地北部地区土地区画整理事業 造成工事（11工区）  
② 白山市旭工業団地北部地区土地区画整理事業 9号調整池整備工事
- 2 工事場所 ① 白山市 八田中町外1町 地内  
② 白山市 八田中町 地内
- 3 工事概要 ① 造成面積 A=0.6ha  
・盛土工 V=6,600m<sup>3</sup>  
・地盤改良工 A=5,600m<sup>2</sup>  
・排水工 L=127m  
・擁壁工 L=62m など  
② 施工面積 A=0.12ha  
・擁壁工 L=155m  
・底面コンクリート A=1,100m<sup>2</sup>  
・法面コンクリート A=58m<sup>2</sup>  
・下層路盤工 A=1,100m<sup>2</sup> など
- 4 完成期日 ① 令和6年11月29日  
② 令和6年9月30日
- 5 週休2日工事 適用（発注者指定型）
- 6 予定価格 ① 84,590,000円（税込）  
② 31,020,000円（税込）
- 7 最低制限価格 有（変動型最低制限価格 ①・②）
- 8 入札方法は電子入札による。（入札後審査型 ①・②）

## 第2 入札参加資格条件（①・②）

- 1 共通資格  
次に掲げる条件のすべてに該当する者とする。
  - 1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - 2) 入札参加申込書の提出期限の末日からこの工事の開札の日までのいずれの日においても、市の指名停止措置を受けていない者であること。
  - 3) 白山市の競争入札参加資格者名簿（土木一式工事）に登載されている者であること。
  - 4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後、資格の再認定を受けた者は除くものとする。
  - 5) 役員（役員として登記または届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6

号に規定する暴力団員、又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。

6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

7) 本市の市税を滞納していないこと。

## 2 参加資格

1) 次の要件をすべて満たす者

ア 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の許可に係る本社（主たる営業所）の所在地が白山市内にあること。

イ 白山市と令和5年度道路除雪業務の締結関係にあること。

ウ 令和5年6月1日以降に通知の白山市令和5・6年度競争入札参加資格審査結果総合評点（以下「審査結果」という。）における土木一式工事に係る総合評点（以下「評点数値」という。）が840点以上であること。

エ 審査基準日が令和3年10月1日から令和4年9月30日までの間にある経営事項審査（以下「経審結果」という。）における土木一式工事の年間平均完成工事高が

①にあつては153,000千円以上、②にあつては56,000千円以上であること。

オ ①にあつては1級土木施工管理技士の資格を有し、かつ、監理技術者の資格を有する者を専任の技術者として配置できるものであること。

## 第3 入札参加申込手続（①・②）

入札参加を希望する者は、電子入札システムにより入札参加申込書を令和6年5月13日（月）14時00分（時間厳守）までに提出することとする。なお、電子入札システムで申請できない場合は、紙により、入札参加申込書及び紙入札方式承諾書各1部を令和6年5月13日（月）13時00分（時間厳守）までに総務部監理課へ直接持参すること。

## 第4 設計図面等を示す場所（①・②）

この工事に係る設計図面及び仕様書（以下「設計図書等」という。）の閲覧及び期間は、次のとおり行う。

1 閲覧場所

入札情報の入札予定の添付ファイルよりダウンロード

2 閲覧期間

公告日から入札書提出締切日時まで

3 質問事項

設計図書等に関して質問があるときは、簡易な事項に関するものを除き令和6年5月13日（月）14時までに総務部監理課（kanri@city.hakusan.lg.jp）あてにメールにより行うこと。

回答は、入札情報の入札予定の添付ファイルにて通知する。

## 第5 電子入札の日時等

1 入札書提出開始日時	令和6年5月14日（火）	9時00分（①・②）
2 入札書提出締切日時	令和6年5月20日（月）	14時00分（①・②）
3 開札日時	令和6年5月21日（火）	9時30分（①）
	令和6年5月21日（火）	9時40分（②）

## 第6 入札に関する注意事項（①・②）

1 入札参加者は、入札書を締切日時までに提出すること。遅れた者は棄権とみなし処理する。

2 入札参加者は、白山市競争入札心得、設計図書等を熟覧の上、入札をしなければならない。

3 入札参加者は、見積内訳書を提出しなければならない。見積内訳書を提出しない者は、入札

に参加することができない。（※入札金額と見積内訳書の金額は必ず同一とし、同一でない場合は入札を無効として取扱う。）

4 白山市電子入札運用基準を参照すること。

5 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。（一つの工事について、落札候補者となった者が、その後開札される他の工事について入札を行っている場合は、その後開札される他の工事の入札を無効として取り扱う。）

## 第7 入札参加資格審査（①・②）

開札時点では、落札を保留して、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者）を落札候補者として入札参加資格の審査を行います。入札参加資格者は、下記の書類について本工事の開札日時までに用意してください。また、落札候補者とする旨の宣言又は通知を受けた者は、令和6年5月21日（火）15時00分（時間厳守）までに総務部監理課へ直接持参してください。（1部）

1 制限付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）

提出者は、記名、押印すること。

2 配置予定の技術者

本工事に配置予定の現場代理人及び主任（監理）技術者を記載すること。

なお、3ヶ月以上の雇用関係が確認できるもの及び主任（監理）技術者の資格、免許証等の写しを添付すること。

また、現場代理人が主任（監理）技術者を兼ねる場合は、その旨を記載すること。

※配置予定技術者については、「白山市が発注する建設工事における主任技術者の兼務及び現場代理人の常駐緩和に係る取扱要領」、「白山市が発注する建設工事における特例監理技術者等の配置に係る取扱要領」で定める要件を満たす場合には、他の工事と兼務することができるものとします。兼務を希望する場合は、入札参加資格審査時に合わせて取扱要領に基づき申請書を提出してください。なお、事前審査を希望する者は、入札公告通知を行った日から5日以内に申請手続きが必要となります。

3 令和5年度道路除雪業務委託契約書の写し

4 経審結果の写し（審査基準日：令和3年10月1日～令和4年9月30日）

ただし、有効期間が満了している場合は直近の経審結果の写しも提出して下さい。

5 令和5年6月1日以降に通知の審査結果の写し（白山市令和5・6年度競争入札参加資格審査結果総合評点）

## 第8 落札者の決定（①・②）

開札後に落札候補者の入札参加資格を審査し、落札候補者が入札参加資格を有していると認めた場合には、落札者として決定し、その旨を通知します。

## 第9 入札保証金（①・②）

免除する。

## 第10 落札価格（①・②）

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 第11 入札の無効 (①・②)

入札参加資格のない者、虚偽の入札参加資格の確認申請を行った者、見積内訳書を提出しない者及び白山市競争入札心得に違反した者のした入札は、無効とする。

### 第12 契約の条件 (①・②)

#### 1 契約書の要否

落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内（当該期間内に市の休日に当たる日が有るときは、その日数を加算した期間）に契約書を作成し、契約を締結しなければならない。

#### 2 契約保証金

白山市財務規則（平成17年白山市規則第44号）の規定により納付すること。

#### 3 工事代金の支払条件等

- |            |                         |
|------------|-------------------------|
| 1) 前金払の額   | 各年度における出来高予定額の40%以内     |
| 2) 中間前金払の額 | 各年度における出来高予定額の20%以内     |
| 3) 部分払の回数  | 白山市財務規則第155条第2項の規定による回数 |

### 第13 問い合わせ先 (①・②)

白山市総務部監理課

〒924-8688

白山市倉光二丁目1番地

電話 076-276-1111（内線 4211～4213）

076-274-9513（直通）